

平成 25 年 第 4 回 まんのう町議会臨時会

まんのう町告示第 92 号

平成 25 年第 4 回まんのう町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 25 年 10 月 25 日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成 25 年 11 月 1 日

2. 場 所 まんのう町役場議場

平成 25 年第 4 回まんのう町議会臨時会会議録（第 1 号）

平成 25 年 11 月 1 日（金曜日）午前 9 時 30 分 開会

出席議員 15 名

1 番 川 西 米希子	2 番 田 岡 秀 俊
3 番 合 田 正 夫	4 番 白 川 正 樹
5 番 本屋敷 崇	6 番 関 洋 三
7 番 白 川 年 男	8 番 白 川 皆 男
9 番 大 西 樹	10 番 藤 田 昌 大
11 番 三 好 勝 利	12 番 大 西 豊
13 番 川 原 茂 行	14 番 高 木 堅
15 番 欠 員	16 番 大 岡 克 三

+

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

1 番 川 西 米希子	2 番 田 岡 秀 俊
-------------	-------------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 青 野 進 議会事務局課長補佐 常 包 英 希

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
総 務 課 長 齋 部 正 典 企画政策課長 高 嶋 一 博

税 務 課 長	田 岡 一 道	住 民 生 活 課 長	森 末 史 博
福 祉 保 険 課 長	川 田 正 広	会 計 管 理 者	仁 木 正 樹
健 康 増 進 課 長	奈 良 泰 子	建 設 土 地 改 良 課 長	池 田 勝 正
産 業 経 済 課 長	久 留 嶋 一 之	琴 南 支 所 長	雨 霧 弘
仲 南 支 所 長	和 泉 博 美	学 校 教 育 課 長	尾 崎 裕 昭
社 会 教 育 課 長	脇 隆 博	水 道 課 長	天 米 賢 吾
地 籍 調 査 課 長	高 橋 守		

○大岡克三議長 おはようございます。

執行部、斉藤賢一教育長、所用のため欠席しておりますので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年第4回まんのう町議会臨時会を開会いたします。

招集者であります、町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 皆さん、おはようございます。

本日、平成25年の第4回のまんのう町の臨時会、お願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

きょうから11月、秋も本番になってまいりました。スポーツの秋、芸術の秋、一年中で一番何をするにもいい一番気候になりました。

また、先般行われました、かりんまつり、天候にも恵まれまして、ほんとに多くの方が御参会いただきました。また、議員の皆さん方にも御出席をいただきまして、ありがとうございました。

今後、各地区の公民館まつり、また、まんのう町のほうで山なみ芸術祭等も行われております。議員の皆さん方のまた御支援のほどをよろしく願いを申し上げまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○大岡克三議長 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、青野進君。

○青野議会事務局長 それでは、御報告申し上げます。

町長から、地方自治法第149条の規定に基づく議案2件を受理いたしました。

次に、会議規則第14条第3項の規定に基づく委員会提出議案1件を受理いたしました。

以上で、報告を終わります。

○大岡克三議長 議会報告を終わります。

日程第１ 議会運営委員会報告

○大岡克三議長 日程第１、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告をお願いします。

議会運営委員長、藤田昌大君。

○藤田議会運営副委員長 おはようございます。

議会運営委員会の御報告を申し上げます。

去る１０月３１日、午後１時３０分より、第１委員会室におきまして、町長、総務課長、議長同席のもとに、議会運営委員会の委員５名が出席しまして、特別委員会設置について、慎重に審議しました。

その結果を御報告申し上げます。

なお、日程第６につきましては、協議の結果、ＰＦＩ事件対策特別委員会で上程することとなりました。

また、議長より一般質問の議場を対面方式の机の配置にしてみようかと、提案がありました。具体的には各常任委員会で、議論し、決定することになりましたので、それぞれの委員会で話し合いをしていただきたいと思います。そのまとめた部分が執行部と調整しながら、議場の変更することになりますので、よろしくお願いいたします。 十

それでは、お手元に配付されております議事日程第１号について御説明を申し上げます。

日程第１ 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第２ 会議録署名議員の指名

日程第３ 会期の決定 本日１日間といたします。

日程第４ 議案第１号 工事請負契約の締結について 平成２５年度社会資本整備総合交付金事業 町道道德寺橋大空線道路改良工事（道德寺橋下部工事）、即決をお願いします。

日程第５ 議案第２号 平成２５年度まんのう町一般会計補正予算案（第３号）、即決をお願いいたします。

日程第６ 発委第１号 満濃中学校ＰＦＩ事業における重大な瑕疵に伴う調査を依頼する件について、即決をお願いいたします。

以上の日程で意見の一致を見、午後２時３分、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○大岡克三議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第２ 会議録署名議員の指名

○大岡克三議長 日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により、議長において、１番、川西米希子君、２番、田岡秀俊君を指名いたします。

日程第３ 会期の決定

○大岡克三議長 日程第３、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、会期は１日間と決定いたしました。

日程第４ 議案第１号 工事請負契約の締結について 平成２５年度社会資本整備総合交付金事業 町道道德寺橋大空線道路改良工事（道德寺橋下部工事）

○大岡克三議長 日程第４、議案第１号 工事請負契約の締結について 平成２５年度社会資本整備総合交付金事業 町道道德寺橋大空線道路改良工事（道德寺橋下部工事）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第１号、工事請負契約の締結についての提案理由を説明申し上げます。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第９６条第１項第５号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名、平成２５年度社会資本整備総合交付金事業 町道道德寺橋大空線道路改良工事（道德寺橋下部工事）。契約の相手方、株式会社 澤村組、代表取締役 澤村克芳。契約金額、５，３５５万円。内、消費税が２５５万円でございます。

今回の工事請負契約は、町道改良工事の内、橋梁改築の下部工事におけるものであり、１０月２１日執行の一般競争入札において契約の相手方が選定されております。

詳細については、担当課長より御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○大岡克三議長 建設土地改良課長、池田勝正君。

○池田建設土地改良課長 それでは、提案いたしました議案第１号の御説明を申し上げます。

当橋梁は七箇本目地区から県道讃岐財田停車場線に接続する路線内に存在し、財田川を横断する橋梁として地域の生活道路環境の一端を担っております。

しかしながら、当道德寺橋においては下部工施工が昭和28年建設で60年、上部工架設替えが昭和40年で48年とそれぞれ長期間が経過していることから、老朽化が著しく進んでいる状況であります。

さらに車道有効幅員も2.8メートルと狭く、車両の対面通行が不可能なことから、交互通行を余儀なくされているところでございます。

これらのことから、長寿命化診断を実施した結果、落橋の判断が示されたことによりまして、耐震補強等の修繕を検討するよりも、架け替えの工事を実施することが最善の方法と考えたところでございます。

このようなことから、防災面では落橋の防止、また、通行面では、周辺地域の交通混雑の緩和を図り、地域住民の通行の安全確保のために、国庫補助金を活用して当路線の整備を進めているところであります。

なお、昨年度に実施した全体設計の中では、今後発注予定の上部工事も含めて設計を行っており、上部工事はPC橋となっております。その際、鋼橋、RC桁橋等の形式の中の六つの橋梁から経済性、構造的性、維持管理性等の比較を行いまして、その結果、最も安価なプレストレスト・コンクリート（PC）を使用したPC連続プレテンホロー変断面桁連結桁形式の橋種を選定し、今回の発注に至っております。

それでは、今回発注の町道道德寺橋大空線工事の概要を御説明申し上げます。

実施延長、73.7メートルの間に、道路改良および下部工並びに堤防工であります。道路改良工事は、県道讃岐財田停車場線タッチ部分から、橋梁までの25.1メートル、橋梁工は、橋長48.6メートルでございますけれども、橋台2基、橋脚1基の2径間の橋梁でございます。橋台部分の堤防工は左岸、右岸の2カ所を施工いたします。道路・橋梁の全幅員は5.0メートルでございます。

以上、御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○大岡克三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

2番、田岡秀俊君。

○田岡秀俊議員 即決ということですので、1点お聞きしたいと思えます。

今回の入札契約なんですけれども、道德寺橋の下部工のみということになっております。要するに、今説明があった上部工事の予定をお伺いしたいと思えます。と、申しますのは、この道德寺橋、先ほど課長の説明にもありましたように、地域の生活道路ということですので、一体でやるのが本来であろうと思えます。下部工事の入札は、きょう議会が承認すれば行うということですので、多分解体に入ると思われます。上部工事の予定が決まってないのに、下部工事始めるために解体したら、後々やっぱり地元の人は困るような事態になるんじゃないかということですので、上部工事のほうの予定をちょっとお聞かせいただけたらと思えます。

○大岡克三議長 建設土地改良課長、池田勝正君。

○池田建設土地改良課長 ただいまの田岡議員さんの御質問にお答えいたします。

町道道德寺橋大空線の橋梁工事の上部工の施工時期についてでございますけれども、本年度の工事費につきましては、県に対しまして下部工、上部工が施工可能な事業費を要望しておりました。しかしながら、要望額満額の交付決定がなされず、下部工及び道路改良工事等が施工できる範囲の交付決定額でございまして、上部工の工事施工までには至っておりません。その結果、今回発注の工事は下部工及び一部の道路改良工事となっております。したがって、上部工の施工がかなわず、複数年にかけての工事となり、その間、通行不能になることから、周辺住民に通行上御迷惑をかけることになっております。ただ、道德寺橋上流には尾野瀬橋、下流には本目橋の2橋がございます。どちらも道德寺橋から600メートル程度に位置することから、道德寺橋が通行可能になるまでの間、当面こちらの橋を利用させていただくようお願いしておるところでございます。

なお、26年度には上部工が完成する事業費を要望してまいっていくようにしておりますので、26年度要望額のとおり予算が付きましたら、上部工が施工できる運びになると思います。

また、今後県から事業費に対する補正等により、上部工が施工できる予算が示される場合も想定いたしまして、準備等は進めてまいります。周辺住民に対しての不便を最小限に抑えるためにも、早期に完了できるよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

+

以上、田岡議員さんの質問の回答とさせていただきます。

+

○大岡克三議長 5番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 すみません、何点か質問させていただきます。

今回入札に関する議案でありながら、その入札に至るまでの細かい資料が出てきておりまして、とてもありがたい。これからもこのようにお願いしたいと思う限りでございまして、経済性等も指標の中に入っておりまして、ありがたい限りです。その中ですが、いつも競争入札等々のときには聞かさせていただいておるんですけど、条件付き一般競争入札の条件を教えていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○大岡克三議長 総務課長、齊部正典君。

○齊部総務課長 本屋敷議員さんの御質問にお答えいたします。

本件の入札に関する必要な資格等でございますが、まず、まんのう町の参加資格者名簿に登録がされている者というのが、まず1点。2点目には地方自治法の施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。また、入札公示日から入札日までの間に、まんのう町建設工事指名停止等に関する規則による指名停止期間中の者でないこと。4番といたしまして、まんのう町発注建設工事等からの暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。あと会社更正法に基づく更生手続開始の申立て、また民事再生法に基づく再生手続開始の申立て、または破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。あと少しありますが、基本的には会

社更生法関係ですね。それと6番ですが、土木工事についてですね、建設業法第3条の規定による許可を受けている者で、本告示の日においてまんのう町に本社を有する者。平成20年4月以降に、元請として土木工事一式の工種の工事施工実績があること。8番目といたしまして、今言いました7番に規定する、施工実績と同等以上の工事に従事した経験を有する技術者を専任で配置できること。工事従事役職、現場管理人とか監理技術者等でございますが、これは問わない。9番目としては、建設業法の中で、経営事項の審査における一般土木工事の総合評定値が820点以上、かつですね、総合評定値と発注者別評価点数の合計が830点以上である者という条件をつけさせていただきまして、条件付き一般競争入札とさせていただいております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○大岡克三議長 5番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 条件のほう、教えていただいたわけですがけれども、前から入札のときに議会のほうからお願いしないし指摘している部分ではあるんですがけれども、点数等々の部分ですね、あとJ Vというか、企業体を組んでいただいたうえで、ランクの高いところとランクの低いところを組み合わせることによって、技術の向上をはかってはいかがかというような話をずっとしてきてたと思うんですね。前回の仲南プールのときにも、そういった話が出たと思うんですがけれども、今回も1社による入札ということになっておりますけれども、そういった入札形態を今回は組むことは考えなかったのかどうかのお答えだけいただけますか。

十

○大岡克三議長 総務課長、齊部正典君。

○齊部総務課長 本屋敷議員さんの再質問にお答えいたします。

今回の工事自体は通常一般土木的な工種でございます。特殊な技法を用いての工事ではございませんので、特に特定J V、また、という取り組みは行っておりません。よろしくお願い申し上げます。

○大岡克三議長 5番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 可能か可能でないかだけで結構ですがけれども、こういった特殊工事が無いという部分ではありますけれども、仮にですね、今回の条件の中にランクの高い会社とですね、ランクの低い会社等のJ Vが可能であったのかどうかだけ、聞かしていただければ結構です。入札の仕方としてですよ。

○大岡克三議長 総務課長、齊部正典君。

○齊部総務課長 本屋敷議員さんの再々質問にお答えいたします。

今回の一般競争入札の公告の中には、逆にいえばJ Vは対象外という表示をしておりません。よって、それによる申し出、特定になりますが、された場合には、ただ、まんのう町の場合には特定の場合の申し込みは、基本的には指名願いの段階の取り扱いとなります。一番最初、指名願いが出たときに出してくるのが通常のJ Vとなります。そのあと、その都度その都度の事業の際に出してくるのが特定J Vでございますが、今そのところの

表示をいたしておりますので、経常以外はちょっと難しいのかなと、今現在では考えております。よろしくお願いします。

○大岡克三議長 ほかに質疑はありませんか。

7番、白川年男君。

○白川年男議員 いろいろ詳細な資料は出していただいとることについて、この辺の資料はもちろん建設土地改良課から出しとんだらうと思うんですけど、こういう図面とか、あるいは選定のいろいろな評価とか、その辺はどのような人たちのもとで審査選定したか。その辺について、わかりやすく説明願えたらと思います。

○大岡克三議長 建設土地改良課長、池田勝正君。

○池田建設土地改良課長 ただいまの白川年男議員さんの御質問にお答えいたします。

この橋梁の計画を立てるに際しまして、橋梁には鋼橋、P C 橋、R C 橋、いろいろ種類がございます。その中で6橋、その選定する内容ですけれども、経済性と構造的性とか施工性、そういった点で、いろいろ選定の内容を決めております。その中で最も経済性がやっぱり一番重視されるのかなというところですね、お手元の資料に6つの、6種類の橋梁の種類をお示ししておりますけれども、その6つを選定した中から、また絞り込みまして、3つの選定をしております。それで、一番に、この3つの選定した結果、P C の連続プレテンT桁連結桁、それとP C 連続プレテンホロー桁連結桁、それとP C 連続プレテンホロー変段面桁連結桁、こういったこの3つが最終的に選考しております。その中で、先ほど申しましたように、これにつきましても経済性、その他、一番に経済性、あと構造、施工、維持管理、環境、景観そういったところですね、いろいろ検討いたしまして、最終、P C 連続プレテンホロー変段面桁連結桁とさしております。なお、ここでプレテンホロー桁連結桁とプレテンホロー変段面桁連結桁、これはよく似た構造なんでございますけれども、何を、どこで採用しとるかということになりますと、ここの施工場所が県道の讃岐財田停車場線ございまして、その部分から町道にタッチして、その先に橋梁がございます。それで、道路、県道のほうに影響を与えますと、タッチ部分、交差点部分には、勾配、町道に入る勾配何パーセントという決まりがございまして・・・

○大岡克三議長 課長、発言中ではありますけれども、白川議員はどんな人たちが選定したのかということなんで、そちらの答弁。

○池田建設土地改良課長 すみませんです。私どもとコンサルタントで相談といえますか、検討をしております。お願いいたします。

○大岡克三議長 7番、白川年男君。

○白川年男議員 確かに、役場の職員の方、忙しいと思うんで、最終的にはコンサルの相談の中とか、その意見をいろんな意見が出ると思うけど、この状況においてはこの方式が一番ベターでなかろうかと、そういうふうに判断してよろしいんでしょうかね。その最終的な判断はもちろん土地改良課がしたんだらうと思うけど、助言というのは、コンサルのほうからのいろいろな指導の中で判断したと、そういうふうに回答が来るんでな

かろうかと思うんですけど、その点について答弁をお願いします。

○大岡克三議長 建設土地改良課長、池田勝正君。

○池田建設土地改良課長 白川議員さんの再質問にお答えいたします。

ただいまの御質問でございますけれども、決定はいろいろ選考する中で、1次選定、2次選定とそういったことをしておりますけれども、まずは町のほうで、プレストレストコンクリート、P C橋でございますから、そういった協会が定めております基準を基に、私どもが調査いたしまして、それで積算をいたしました。その中で、当然専門的な知識といますのは、私どもでわからない部分もございます。ただそういったところについては、コンサルタントに協力をして、いろいろお話をさしてもらっておりますけれども、基本的には町の中でそういった積算をしまして、経済性、一番やっぱり経済性とかが重視されると思いますので、そういったようなことで、私どものほうで一番安価な橋がこれだということを選定しております。以上でございます。よろしくお願いします。

○大岡克三議長 3番、合田正夫君。

○合田正夫議員 ちょっと、これ、図面やあれ見たら、設計士の名前が載っとらんの、これどんなになっとんかいの。何の図面でも設計士の名前は載っとらないかんのやけど、それちょっと説明してもらわんだら、設計士が・・・いらんのか。

○大岡克三議長 建設土地改良課長、池田勝正君。

○池田建設土地改良課長 合田議員さんの御質問にお答えいたします。

図面のこの中に、設計者の表示がございません。実はこれ本当に申し訳ないことをしておりますが、ここではですね、町が事業主体ということで、まんのう町というのが入るべき設計図書でございます。よろしくお願いします。

○大岡克三議長 3番、合田正夫君。

○合田正夫議員 設計士の名前は、わからんの。まんのう町に設計したん。そこら辺のことをちょっと。

○大岡克三議長 建設土地改良課長、池田勝正君。

○池田建設土地改良課長 合田議員さんの再質問にお答えいたします。

設計上、設計書の図面関係、これはですね、コンサルが図面をひきます。決定して、内容をこういうことにしましょうということで、コンサルタントが図面を引きます。それで、あと設計書のほうにつきましては、町が設計書を製本するわけですのでございます。

○合田正夫議員 コンサルの名前は。

○池田建設土地改良課長 ここのコンサルは、環境デザインという会社でございます。コンサルタントはね、株式会社 環境デザインでございます。

そういったようなことで、一応、図面に今まで設計士の名前までは記入したことはございません。ですから、ここに表記するのは、まんのう町ということで、表記するようになると思っております。

○大岡克三議長 11番、三好勝利君。

○三好勝利議員 今までですとこういうのが、あんまり細かく、細かく執行部を信頼し、業者を全幅のもとに信頼して、今までやってきたわけで、あんまりこう議論がなされなかったですけど、皆さん御承知のように、最近大きな我々はだまされて、だまされて本当に大恥をかい、町民が皆心配しております。だから、こういう意見が出るんですよ。執行部、よう聞いとってよ。誰が設計して、どうやって、どういように入札してと。私も9月議会で言うたはずや。現に事業を持っておる会社は外してすれと。できるもんなら、法的にできんのやったら、法的にできんよう処理すると。町長、聞いとるでしょう。答弁で私もろとんやから。つい9月ですよ。まだ2か月前ですよ。私が一般質問でやったのは。というのはなぜかと言うと、手いっぱいを持ちながら、無理して入札したら、下請け、またその下請け、最終的な下請けは予算が足らんギリギリでやると。ややもすれば、前回ああいう苦汁をなめたような事業になったらいかんから、言っとんですよ。別に今やっとなる業者がいかんとは言っていないです。そういう配慮がなされたのか、なされていないのか。あの現場で大きな何十億という事業の中で、図面もなけりゃ、施工図もない、こういうような前代未聞という。皆さんよう聞いとるでしょうが、この執行部と議員は全部。何回もそれを繰り返さんようにと私は言いよんです。だから、今度監督は毎日とは言わず、1週間とか10日に1回、全部写真を撮って、現場を見て、きちっとやってもらわなかったら、橋なんかでも大きな集中豪雨がきて、大島では今までおきたことのないような場所でも災害が起きとるでしょうが。財田川だって、あの上に野口ダムがある。野口ダムだってもうそろそろ50年が来る。四十数年になります。その奥にはたくさんの山があります。集中豪雨がいつ来て、どういうようになってもおかしくないような場所なんですよ。それですから、やる場合には、きちんと監理・監督はやってもろて、しかも業者においても、やっぱり手いっばいで我とこで消化できるもんか。それと資格はそちらで調べておるから大丈夫でしょう。やれるもんか。下請けに出さなければ事業が間に合わないもんか。ややもすれば、孫請けに出さなければいけないもんか。そこまで考えて発注して、入札して落としたのかどうか、そのぶんを担当課長は超えとる、トップの町長答弁願います。一番詳しいはずや、町長は。本職やから。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの質問にお答えいたします。

町の規則の中で、3,000万円を超えた場合には、一般競争入札にするというような規定がございまして、それをもとに審査委員会でそういうようなことを決めて一般競争入札をして、指名ではなくて、一般競争入札にしたんではないかなと思っております。

○大岡克三議長 11番、三好勝利君。

○三好勝利議員 はい、わかりました。全て規定に基づいて、前回の満中も規定に基づいてやったはずがああいう結果が出たんですよ。全て規定に基づいたら、全て云々でいうて、そういう逃げ口実じゃなくして、本当に親身になって町の仕事をピシッと管理監督するか。それと、例えばこれ73メートル、約80メートルとして1期、2期に分ければ

金額が下がってきます。そうなれば、地元の業者も入れるはずですよ。これ入札された方も地元ですけど、そういう配慮をなされたのか、なされてないのか。それと一発やらなんなら、非常に難しいのか。やっぱり小さいところはやらしたら困るのか。大きいところで、やらなんなら困るのか。その辺の配慮も十分やったのか。それとも難しいのか。それをちょっと説明して。総務課長でも結構です。これは。

○大岡克三議長 総務課長、齊部正典君。

○齊部総務課長 三好議員さんの再質問にお答えいたします。

今回の入札は今、町長が申しましたように条件付きの一般競争入札でございます。

○三好勝利議員 それは、わかっとるわな。

○齊部総務課長 その中で、先ほど私、条件付きの条件のお話を先ほどさしていただきましたが、町内に本社がある事業者という話をさせていただいております。そういう条件に基づいて今回手を挙げた方が、町内の事業者が数社ございまして、その中で入札をさせていただいて今回の、本日出てる会社が優先権といいますか、権利を取ったところでございます。よろしくお願い申し上げます。

○三好勝利議員 割合、人が一生懸命質問しよんのに、何を聞つきよんな。

○大岡克三議長 11番、三好勝利君。

○三好勝利議員 何を聞つきよんな。私が言うたのはな、そういうことじゃないん。実際に下請けに出さんでも手いっぱいではなくして、自分とこで完全に事業ができるのかというん。ついこの間、満中であれほど懲りとるでしょうが、皆。何を考えとんな。満中で、あれほど傷みつけられて、我々町民は。ちっと性根入れて考えないかんで、執行部も。我々議会も。私が言うのが間違とんやったら、いつでも、どこへでも行って釈明するし、訴えたらええがな。それを心配しとるから、言いよんじゃがな。ついこの間やろうがな、満中であれほど大恥かいて、心配して、心配して。町民がどんなに言いよんな、ほんま。お前ら、執行部や議員は何をしよんのいや、何を監督しよんのいやいうて、ボロカスに言よるがな、皆。だから、結局ね、横でぶつぶつ言うな。人が言いよんじゃから。もう、ああいうのがおるきに困るんじゃ。結局はね、それを真剣にやってくれと・・・何をごじゃごじゃ言いよん。これ、黙らしてよ、議長。この横でブズブズ言うたら、人が真剣に質問しよんのに、いかん。あななんは。

○大岡克三議長 発言中は、私語は慎んでください。

○三好勝利議員 そうやろ。結局ね、それを心配して二度と繰り返しとないから、私は言いよんですよ。ああいうぶざまな結果を出して、我々本当に心配しとんですよ。ほんで、今回だって若い委員長が乗り出して行って、責任もって今対策をやってくれとんじゃ。ありがたいことですよ、ここで。ですから、そういうことをね、繰り返してはならんから十分やってくれと、いかんとは言よれへんですよ。ほんで、横でブツブツ言うて困るんじゃこれ。こなん、放り出せ。こなんにブツブツ言いよるのに、ほんま。ええ、総務課長よう聞いとってよ。あれほどな、心配して、心配して、町民の間では、我々も心配しとん

やろ。そういうことを二度と繰り返さんように、きちっとやって、自分とこで消化できるような会社を選んでくれと、私は一般質問でこの前9月に言うた。そしたら、そういうふうにしますという町長の答弁をいただいとんです。結局、下に、下に、下にと最終的にはしわ寄せがくるんですよ。それが結論として、製品に跳ね返ってくるんですよ。なったらいいかんけど。最近でもね、余分になるけど、ホテルなんがでも微々たるもので、あれだけ大きな問題になつとるでしようが。こなん昔からあつたんでないかなと思いますよ。

それから、ある現場でこの間も通りかかって、業者やっております。聞いたら、そういうことはきちっとお願いしますよ言うたら、いや、我々地元やから、孫子の代まで言われるからもう本当に念には念を入れて、ちゃんと工事しとるきん、心配せんように、任してくれと、そういうようなのを聞いております。そういうのが、やっぱり行政のほうからね、監督してやっていただきたいのが私の持論です。それをやっぱり、建設課長もよう聞いてよ、きちっと毎日でないけど、やっぱり写真も撮って、前回みたいに写真もない、図面もない、いつ貼ったかわからん、いつくぎを何本打ったかわからん、こういうようなことやらんようにね。きちっと責任もって、橋なんかでも、やっぱり生命がかかるわけですから、いざあつたら、それを私は結局お願いしとんであつて、別に後々ねじこんで云々というんじゃないですから、町長さん、そのつもりで十分その辺お願いしときますから。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの再々質問にお答えをいたします。

今回の橋梁工事につきましては、建設土地改良課も全力を挙げて管理・監督を十分して、安心・安全な橋をつくっていききたいと、このように思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

○三好勝利議員 お願いいたします。

○大岡克三議長 14番、高木堅君。

○高木堅議員 これ2点ほど、要約したら大事なことですけど、議長のほうへお願いせんいかんこともあるし、また、議員各位にもやはり基本的なもんを忘れてもろたらいかんと思うんで、言うときます。

1点は、議事の議会の進行についてですけど、僕もちよつとさつき議員の中で、質問しよった議員さんがおいでたんで聞いたんですけど、確か常任委員会の副委員長かなんかでないんかと思うんです。白川議員さんな。違うんかな、建経違うんかな。ほんだらこれだけ大事なことを、皆が聞こうと思ひよる。委員会では先ほど言うた、審議していうて課長も言うた。地元の分も大体言うて説明して、そこらがおかしい。説明とんやったら、ここへ入札までしてあがってきとんやったら、なんで同じ委員会の、まして副委員長がなんでそういう質問が根本的なもん、原点のぶんからなんでこうやって質問が出てこないかんの。我々、委員会所属してないもんが質問するんは、当然わからんけん質問しよるん。聞いとかないかんきに質問しよん。な、議長、この議事進行、わしもう何遍も手を挙げよん。やめさせ、やめさせ言うて。言よったやろ。これ前も言うたやろ。うちは委員会制とつと

んやきに、まして、閉会中の委員会でそれだけ、何遍も審議しとるいうて、川原委員長にも聞いたら、いや審議はしとりますと言うきに、ほんだら聞くんやめようかなと思うて、あまりにも委員会の中から出てくるきに。合田議員もそうや。委員会の中から出てくる自体がおかしい。もっと説明せないかん。ほんだきんな、そのぶんでちゃんとやはり委員会の中で、設計のぶんで出た段階で、ちゃんとせないかん。

それと課長が言うたぶんは、やはりどうしても設計業者のぶんが、最初の段階ではおそらく名前入らんとする。この間、大成のぶんでも同じやけど、当初のぶんは設計のぶんは入ったけど、後のぶんの設計変更とか、そんなぶんは全然設計業者名、入っとらん。当然、もう設計落札して決まっとんやきに、設計業者のぶんは当然そこへ明記すべきだと思う。変更なら変更があつて、この設計業者、このぶんがしたというんで、何億何千万、何億のぶんの変更でぼんぼんぼんぼん出てきよんやきに。ほんだきに、そこらへんの説明というのは、十分我々は、ほかの委員会のぶんの委員は、合田議員ように聞いとってよ、ほかの委員会の委員は知つとるように思うきんな。

○合田正夫議員 建経の委員会出てきとらん言うん、これ。

○高木堅議員 違う、違う、ほんだきん建経の委員会で十分説明してやな、しとるというきにな、我々は委員会のほうで練ってくれとるきに間違いないんかなという判断するわけなんや。委員会所属してない者はな。それが、うちのまんのう町の今のスタイルととんや。常任委員会もな、3つな。3つ。

○合田正夫議員 これ今出てきたとこやないか。知つとるはそのぐらい。そんなん、ごじょごじょ、ごじょごじょ言わんでええんじゃわ。

○高木堅議員 何言いよんな、

○大岡克三議長 発言以外の議員は発言はやめてください。

○高木堅議員 ほんだきんな、根本的なぶんをやはりその時にちゃんと閉会中の委員会なら委員会で聞いて十分詰めて、その時、その時に設計業者から、コンサルをもとに環境のぶんか、そのぶんのコンサルをもとに地元の要望、また委員会の委員のぶんの質疑等々を十分受けて、わかる範囲内のことを受けてやって、ほんで下部工なら下部工の入札して、きょうの日を迎えるのが、通常の請負工事のスタンスの取り方やろと思う。なあ、町長。そういう判断しとんや。

それと、総務課長が言いよったけど、これ議会の進め方、執行部、課長、町長含めて、恐らくそうやろと思うで。そういう流れを踏んできてない。委員の中からぼんぼん出てくるんではいかんというん。

それと、やっぱり総務課長が言いよったJVの在り方、企業体の在り方いうんは、経常のぶんのときに、入札のときに、最初、経常に出すときに、そのときに出っしよるいうて言いよったけど、そのぶんも、それはそれでなかったと思う。途中からのぶんを公募でやって、これはJVのぶんでしてくれというような、前には広告やって、そういう方法をとっていきよったと思うん。わしの勘違いかもわからんのやけど。そういうぶんは、やは

十

りその場その場の賄いの入札ではいかんと思うん。

ただその２点をやはりもっとこう簡潔に、明確にやっぱり答弁ができるような、やっぱり執行部の在り方、姿勢というのが問われるんでないんかと思うんです。その辺を議長のほうから、ちょっと今の２点ほど、３点になるのかな。

○大岡克三議長 ここで、議場の時計で１０時３０分まで休憩といたします。

休憩 午前１０時１７分

再開 午前１０時３０分

○大岡克三議長 それでは、休憩を戻しまして、会議を再開いたします。

先ほどの高木議員の質問につきまして、議事進行についての質問がございました。議事進行は、議長でありますので、この議案第１号については即決ということで、所管の委員会を問わず、発言の許可を各議員にしたところでありますので、御了承賜りたいと思います。

その他について、執行部答弁、総務課長、齊部正典君。

○齊部総務課長 失礼いたします。先ほど本屋敷議員さんのほうから、特定ＪＶが今回の工事でも、失礼いたしました。高木議員さんの御質問の中で、特定ＪＶが今回の工事の中でも、参加することが可能ではないかというお話でございました。今回の条件の中には、特定、また経常という表現はございませんが、経常建設企業体につきましては、それぞれの指名願いの際に名簿登録をさせていただいており、それはその年度の中で、参加可能というようになっております。

特定につきましては、特定の今回このような事業がある、工事を行うということで、そういうふうなＪＶの届け出をしていただくということを告示の中に表現をさせていただいて、それに基づいて参加が出てくるというふうに考えてございますので、今回の告示の中には、特定ＪＶの設立のことを明記してございませんので、特定ＪＶの参加につきましては可能ではないというふうに考えてございます。よろしくお願い申し上げます。

○大岡克三議長 １４番、高木堅君。

○高木堅議員 総務課長が今言いよったんは、ちょっとおかしいで。総務課長が言いよったんな、ちょっと答弁おかしいと思うで。やはりＪＶで、このぶんの現場出るんやったら、出たときに、前は、全部これはＪＶ組んでもええですよというぶんで、広告しとったんや。それに伴のうて、全部皆がそれぞれ公募してきよったと思うん。やっぴよったと思うで。はよ言うたら、一例で出したら、言うたら悪いけど、満濃池のほうの五毛線とか、いろいろなぶんが何線かあったと思うが、今まで。そのぶんでもそういうような格好で、スタンス組んで全部出て来とると思う。それは最初の指名願いのときに出してのうても、こういう理由が出とるきにこれ出しなさいよというて、執行部のほうから親切で、それは総務課長、言うてきとんで、今まで。それをあんたがいうてない言うたらおかしくなるがな。今度やって、それを別にＪＶでもかまんでもいいですよというような一言入れるんや

ったら、本屋敷君が言いよるような、入れてもいけるような格好になるはずや。それを聞き質っしょんや。

○大岡克三議長 総務課長、齊部正典君。

○齊部総務課長 高木議員さんの再質問にお答えします。

ちょっと舌足らずなところがございまして、申し訳ございませんでした。今、言いましたように特定 J Vにつきましては、告示の中でその表現をうたいこめば、参加要請をすることができるというようなことになります。

なお、特定 J Vをお願いするときには、特殊な工事、また金額的に大きな金額の工事を発注するときに、そのようなことになろうかと考えてございます。よろしくお願い申し上げます。

○大岡克三議長 ほかに質疑。

14番、高木堅君。

○高木堅議員 総務課長な、どうもすっきりした答弁でない。おかしい、あんたの答弁の仕方。金額大きな、こんまい違う。ほんだら、金額がちっそうても J V組んでいっきよんが、今までずっときとん。その場その場の言い方やったんではそれはいかんと思うで、執行の仕方したんでは。やはり、これはこう、この部門についてはこう、これは特殊なきんこう、これは建築やきんこう、そのぶんのラインならライン、それと評点か経審の県の、評点とかそんなぶんをパツとこうやっぱり基準でいとる。これは基準でいて、こうこうでやっとりますと。なおかつ町内業者に仕事はやりよいような配慮しとりますと。ほんだきん一番、今回のぶんは執行部のやり方いうんはこの仕事のぶんの配慮にむけては、要は分割で上部、下部で分けて地元企業に発注しとるということは、努力してくれとるということは、我々も認めざるを得んのや。それはようやってくれとると思とります。ただ、総務課長がせん言うんは、指名委員会のメンバーやそんなぶんが、その都度、その都度変わるんでは困ると。それと答弁やって、そういうの、やはり大勢の方が参加できるようなんやったら、できるような方法を取ったほうがええんでないんかということを私が言いよるだけであつて。勘違いせんとしてよ。総務課長、僕が言いよることわかる。

○大岡克三議長 ほかにありませんか。

10番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 すみません。議事進行について、議長にちょっとお願いをしときます。私、議運の委員長でありますので、議事進行についてはですね、高木議員も言うてくれましたけれども、やっぱり極力、所管の委員会は控えるのが当たり前だと思いますけれども、今回、今、議長も言いましたように、即決でやるというんで、許可をしたということではありますが、それはいいんでありますけれども、今は質疑の場ですね。質疑であります。意見は受け付けないでください。ねえ、議長わかりますか。質疑と討論なんですね。議長がお願いするのは。意見は言うてませんので、意見のときは言わないでください。そして、執行部の説明はちゃんと聞いとってください。全部言うたことを、再度訊つきよる人がだ

いぶおりますので。町内の本社がある指名業者って言うたでしょ、齊部課長が。それをあとでまた訊っきょんですよね。ちゃんと聞いて、ほんで議長はそのときに意見のときには、途中で意見のときには止めてください。議事進行ですから。質疑はかまいませんから。そこちょっと確認しときますんで。私も質問がありますけど、やめときます。議運の委員長です、はい。よろしくお願いします

○大岡克三議長 5 番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 今回、議運の委員長が言いよりますけども、そもそもの問題としては建経のほうにこの手の資料が前もって説明されてないと、これ多分建経のほうはこの手の資料を初めて見たのが今回でしょ。それがちょっと問題だと思うんですわ。

前の仲南のプールのときにもそういった話が出よりましたけれども、これが環境デザインのほうからいつ出てきとんか知りませんが、9 月議会に間に合っとなればですよ、9 月議会中にこういうようなものが出てきとりますと、ほんで、10 月に入札をかける予定ですよ、9 月議会中に報告ができる部分であれば、議会に報告しておけばですよ、建経のほうからきょうこういうことが出てくることはなかったわけですよ。それは執行部のほうとして、前々から言いよるわけですよ。本会議で即決を求めるものであるんであれば、それまでに、それなりの経緯を踏んどっていただきたい。そうでなければ、このように議会のほうでござたしますんで、それはお願いいたします。それは議長のほうから執行部のほうによろしくをお願いします。

十 **○大岡克三議長** 藤田議員、本屋敷議員からの議事進行についての件は、今後、執行部とも協議しながら、スムーズにいくように努力してまいります。 十

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 1 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第 1 号 工事請負契約の締結について 平成 25 年度社会資本整備総合交付金事業 町道道德寺橋大空線道路改良工事（道德寺橋下部工事）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 平成25年度まんのう町一般会計補正予算案（第3号）

○大岡克三議長 日程第5、議案第2号 平成25年度まんのう町一般会計補正予算案（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第2号 平成25年度まんのう町一般会計補正予算案（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条の歳出予算の補正については、3ページの第1表をごらんください。

議会費と教育費の間で予算組替をするもので総額に変更はありません。

それでは、補正予算事項別明細書により歳出の補正について御説明申し上げます。

6ページから7ページをお開きください。

第1款議会費は2,462万4,000円の増額でございます。

これは第1項の議会費第1目議会費において、PFI事業調査業務委託料を追加するので、第10款教育費第3項の中学校費第4項PFI事業費の施設に関する第三者調査業務委託料から組替をいたします。

よって、第10款教育費は2,462万4,000円の減額となります。

以上、議案第2号 平成25年度まんのう町一般会計補正予算案（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○大岡克三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第2号 平成25年度まんのう町一般会計補正予算案（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 発委第1号 満濃中学校PFI事業における重大な瑕疵に伴う調査を依頼する件について

○大岡克三議長 日程第6、発委第1号 満濃中学校PFI事業における重大な瑕疵に伴う調査を依頼する件についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

PFI事件対策特別委員会委員長、本屋敷崇君。

○本屋敷崇PFI事件対策特別委員長 発委第1号 満濃中学校PFI事業における重大な瑕疵に伴う調査を依頼する件について、上記の議案を別紙のとおり、まんのう町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。平成25年11月1日。まんのう町議会議長、大岡克三殿。提出者、PFI事件対策特別委員長、本屋敷崇。

満濃中学校PFI事業における重大な瑕疵に伴う調査を依頼する件について、本議会
 十 は地方自治法第100条の2の規定により、次のとおり調査の依頼をするものとする。 十

- 1、調査事項、満濃中学校PFI事業における重大な瑕疵に伴う調査に係る事項。
- 2、調査期間、契約の日から平成26年3月31日。
- 3、調査を依頼する者、一般社団法人 日本建築学会四国支部 支部長 大谷英人。
- 4、調査結果提出方法、調査終了後、速やかに調査報告書等を提出すること。

それでは、提案理由を述べます。

4月10日に、体育の授業で生徒が止まりきれずに壁に手を付いただけで壊れた新体育館アリーナ内壁の無断の部材変更。

現在、半年が過ぎ、その間に体育館メインアリーナの手直し工事が行われたが、その結果は散々たるものであった。

6月、議会に壁の無断変更が報告された後に、全員協議会に出席した契約の相手方である「まんでがんパートナーズ」の社長と設計・施工を行った大成建設の設計部長によれば、無断に変更したのは壁の部材だけである。さらには、体育館はもとより今回の施工した部分の第三者による調査にも応じ、それにかかった費用も持つと明言している。

しかしながら、メインアリーナの手直し工事で、書類不足のため壁の破壊検査に至ったが、その下地工は書類等とも違い、手抜きと言っても過言ではない出来でしかなかった。

議会としては、6月の全員協議会、さらにはその後の手直し工事の内容も含め、今回のPFI事業によって建築された建物が、未来を担う生徒が使う建物であり、また災害時に

は避難場所となることも考えて、当初の予定通り施設の徹底検査を第三者に委託しなければ、議会の責任を果たせないと考えるのでここに発委するものである。

なお、今回、依頼するのは四国建築学会四国支部で、中心となって仕事をしていただくのは高知工科大学の中田慎介教授である。

教授は、建築耐震工学、地震防災工学を専門とされ、愛媛県武道館の屋根と躯体の接合部などに欠陥が見つかった問題の構造審査委員会の委員長や、台風で屋根が破損した香川県大川体育館の被害調査検討委員会の委員長を受け持った経歴を持ち、各地でのPFI事業にも関わっている事を考えれば、議会並びにまんのう町民の納得のいく調査が行われるものであると確信する。以上です。

すみません。訂正いたします。今回依頼するのは、日本建築学会四国支部です。訂正いたします。

○大岡克三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております発委第1号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会提出案件でありますので、委員会付託は行いません。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより発委第1号 満濃中学校PFI事業における重大な瑕疵に伴う調査を依頼する件についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、平成25年第4回まんのう町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時55分

+

+

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年11月1日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

+

+

+